

平成 27 年度第 1 回稲城市総合教育会議

平成 27 年 4 月 14 日、午前 9 時 30 分から稲城市消防署講堂において、平成 27 年度第 1 回稲城市総合教育会議を開催する。

1 出席構成員は、次のとおりである。

稲城市長	高橋	勝浩
稲城市教育委員会委員長	小野	好江
稲城市教育委員会 委員長職務代理者	伊勢川	岩根
稲城市教育委員会委員	城所	正彦
稲城市教育委員会委員	保坂	律子
稲城市教育長	小島	文弘

2 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤	徹男
教育部教育指導担当部長	杉本	真紀子
教育部教育総務課長	石田	昭男
教育部指導課長	並木	茂男
教育部教育総務課教育総務係長	斎藤	晃二

3 事務局として出席した職員は、次のとおりである。

企画部長	武藤	路弘
企画部企画政策課長	杉本	勇人
企画部企画政策課企画政策係長	長崎	健
企画部企画政策課企画政策係	木村	嘉孝

4 会議に付された事項は、次のとおりである。

調整事項 1 稲城市総合教育会議運営要綱の策定について

企画政策課長 皆様おはようございます。定刻となりましたので、平成 27 年度第 1 回 稲城市総合教育会議を開催いたします。会議の進行は企画部企画政策課長 杉本が務めさせていただきます。本会議は本年 4 月 1 日に改正施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により設置されたものであり、市長と教育委員会を構成員として、教育施策等の協議調整を行うことを目的としております。

なお、説明員といたしまして、教育部長 伊藤 徹男、教育部教育指導担当部長 杉本 真紀子、教育部教育総務課長 石田 昭男、教育部指導課長 並木 茂男、教育部教育総務課教育総務係長 斎藤 晃二が出席させていただいております。また、事務局といたしまして、企画部長 武藤 路弘、企画部企画政策課長 杉本 勇人、企画部企画政策課企画政策係長 長崎 健、企画部企画政策課企画政策係主任 木村 嘉孝が出席させていただいております。また、本日傍聴される方々にお願いがございます。傍聴に際しましては、お配りした注意事項をお守りいただきますようお願いいたします。その他、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方はあらかじめ電源をお切りください。

では、協議に先立ちまして、高橋市長、小野教育委員長よりご挨拶をお願いいたします。

市 長 (市長挨拶)

教育委員長 (教育委員長挨拶)

企画政策課長 ありがとうございます。それでは協議に入らせていただきます。本日の協議題は 1 件であります。「協議題 1 稲城市総合教育会議運営要綱の策定について」の協議をお願いいたします。なお、本件につきましては、ご協議いただいた後に内容を決定いただく案件でございますので、調整事項となります。まず始めに詳細説明について、私からご説明をさせていただきます。

お手元に配布しております、稲城市総合教育会議運営要綱（案）をご覧ください。今回のこの総合教育会議を運営するにあたって、事務局で運営要綱の案を作らせていただいております。この内容について詳細を説明させていただきますので、その後、意見交換をお願いしたいと思います。

まず、1 枚目に第 1 章 総則といたしまして、趣旨が述べられています。第 1 条、こちらは稲城市総合教育会議の運営について必要な事項を

定めるものとする。ということで法律に基づいて進めるものであるということを入れていただいています。

招集ですけれども、第2条 市長が総合教育会議を招集するときは、あらかじめ教育委員会に対して、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合については、この限りではない。ということになっています。第2項といたしまして、総合教育会議の日時及び場所並びに当該総合教育会議に付議すべき事件を明記しなければならない。ということになっております。

次に会議の回数でございます。第3条といたしまして、総合教育会議は定例会としては毎年1回は招集をします。第2項といたしまして、この規定にかかわらず、市長は法第1条の4第4項に規定する教育委員会の求めがあったとき、その他必要に応じて、随時、総合教育会議を招集することができる。ということで定めさせていただいております。

定足数といたしましては、総合教育会議は市長、教育長又は在任の教育委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。ということになっております。次のページをお開きください。前項の規定にかかわらず、市長が緊急を要すると認めた場合には、市長及び教育長の出席があれば、総合教育会議を開くことができる。これは法律にもこのように載っております。この場合においては、教育長は、当該総合教育会議に付議すべき事件に係る教育委員会の事前の決定の範囲内で、意見を表明し、又は決定に参加することができる。ということになっています。

次に欠席の届出でございます。第5条といたしまして、総合教育会議に欠席しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、その旨を届け出なければならない。

続きまして公告でございます。招集は、当該総合教育会議を行う日時及び場所を示して、これを公告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。ということで、こちらについてはホームページ等で必ず事前に日時・場所を周知いたしまして、公告をしていきたいと考えております。

次に第2章 総合教育会議でございます。会議の主宰でございますが、第7条といたしまして、総合教育会議は、市長が主宰することになっております。

会議の公開でございます。総合教育会議は、法第1条の4第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、当該総合教育会議を構成する市長、教育長又は在任の教育委員の発議により、出席構成員の3分の2以上の多数で議決しなければならない。会議は基本的には公開という

ことになっています。

事務の調整でございます。こちらが市長、教育長及び出席した教育委員の全員の同意をもって、これを行うものとする。ということで、事務の調整についてはこのような形で全ての同意が必要となってきます。

次に会議結果の報告でございます。総合教育会議の結果につきましては、議事録の公表をもって、これを公表する。また、市長及び教育委員会が必要と認めた事件については、あわせて市議会に報告することになっています。

第3章として議事録でございます。議事録の作成等については、次のページ第11条をご覧ください。議事録については、作成して公表することになっております。

次に議事録の記載事項ですけれども、第12条第1項に第1号から第5号のように、開会及び閉会に関する事項、出席構成員の氏名、会議に出席した関係者等の氏名、協議題及び議事の大意が書かれております。その他、必要と認めた事項についてはこの他に定めるということになっております。次に第2項といたしまして、第8条の規定により公開としないとした総合教育会議の議事録については、同項の例により、必要と認められる事項を記載するものとする。ということで整理をしております。

第4章 傍聴でございます。傍聴券の交付を行います。第13条に傍聴券の交付を行わなければならないということで明記しています。第2項といたしまして、当該交付を受けた日に限り、総合教育会議を傍聴することができる。ということになっています。

次に第14条、傍聴席でございます。傍聴券の交付を受けた者が、総合教育会議を傍聴しようとするときは、傍聴券を受付に提示して、係員の指示するところにより、指定された席に着かなければならない。ということで整理しています。

第15条、傍聴券の返還でございます。総合教育会議が終了し、又退席しようとするときにこれを返還しなければならない。ということになっています。

傍聴席に入ることができない者ということで、第16条第1号から第3号のように、酒気を帯びていると認められた者、会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者、市長が傍聴を不相当と認める者、ということで整理しています。

次のページをお開きください。傍聴人の守るべき事項といたしまして、第17条第1号といたしまして、言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しない、第2号として、静粛を旨として、喧騒による

会議の妨害をしない。第3号といたしまして、飲食または喫煙をしない。第4号といたしまして、みだりに席を離れない。第5号といたしまして、不体裁な行為または他人の迷惑になるような行為はしない。第6号といたしまして、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるようなことはしない。ということで書かれております。

撮影及び録音の申請等でございます。第18条といたしまして、傍聴人は撮影又は録音しようとするときには、稲城市総合教育会議の撮影・録音許可申請書を提出して、市長の承認を受けなければならない。となっております。第2項といたしまして、録音許可の決定通知書により決定をいたします。

傍聴人の退場でございます。第19条といたしまして、傍聴禁止、又は退場を命じたときには、速やかに退場しなければならない。

次に係員の指示でございます。傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

違反に対する措置といたしまして、傍聴人が要綱に違反するときは、市長はこれを制止し、命令に従わないときは、これを退場させることができる。ということになっています。

雑則といたしまして、事務局につきましては、企画部企画政策課に設置をいたします。次に第2項といたしまして、総合教育会議の庶務は、事務局において処理をいたします。ただし総合教育会議に付議すべき協議題、資料の準備等については、教育委員会教育部教育総務課と共同して実施をすることとなっています。

最後、委任といたしまして、第23条、この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の実施に関する必要な事項は、総合教育会議において定める。ということとなっています。

この要綱については、本会議の中で確認が取れ次第施行するということで、最終的には庁内の決裁も取っていきたいと考えています。また、経過措置といたしまして、法付則の第2条に規定する旧教育長に関する経過措置が適用される間、第4条の適用については「教育長」とあるのは「教育委員長」とする。ということで、これは旧教育長の経過措置を今、稲城市でも使っておりますので、このような付則をつけさせていただいております。

以上で稲城市の総合教育会議の運営要綱の（案）ということで、ご説明をさせていただきました。この案件につきまして、ご意見ご質問等をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

市長 私からお話させていただきます。総合教育会議として集まっていますが、設置根拠の要綱が出来上がらないと正式の発足とはならないので、最初に要綱を定めて正式に総合教育会議として発足ということになります。

素案で私から提案をさせていただきたいのですが、この会議は一種の円卓会議のようなものであり、意見交換をすることが主とされます。教育大綱を決めたり、後々、お子さんの問題等で緊急的に直接学校運営に介入しなければならない場合等、なにかを決めなければならない時の議事進行や議長の規定がない。主宰は市長がすることになっているが、この主宰は、いわゆる行事の主催とは違い、代表権があつて議長もやるという全部含んでの意味だと思います。市長が招集、市長が代表し市長が議長として議事進行を取り仕切るという理解でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

城所教育委員 あり得ない話かもしれませんが、職務代理的な点も記載されていない。市長が招集するので、市長がいる時に開催するとは思いますが。

市長 考え方として、首長を関与させるということがあります。首長が欠けた際に、他の教育委員さんに代理を依頼したら意味が無いと思います。

企画政策課長 市長がいないと開催できない形になります。

市長 職務代理は考えないということですね。市長が長期でいない場合は、この会は開かないということになります。
常設で一旦大綱等を決めてしまえば、当分は特別なことが無い限り会議を開く必要は無い。そういった意味では、特に代理、職務代理は置かないということになります。

教育長 この案では協議題について何も書いていないようですが。別の要綱等に取り決められているとか。この中にひとこと記載があってもよいのでは。

市長 どういう考え方なのでしょう。例えば、法律に規定されているといったことですか。

企画政策課長 はい。協議題については、法律で規定されております。

市長 根拠法令は。

企画政策課長 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4に協議題の内容について書かれています。

市長 その部分を読み上げてもらえますか。

教育総務課長 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
1 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
2 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

城所教育委員 私が違和感を覚えたのは、要綱（案）の第2条の第2項「総合教育会議に付議すべき事件を明記しなければならない」。この「事件」という言葉に違和感を覚えました。事件という捉え方が果たして本当に良いのか。法律から取った条文なので、動かすことはできないとは思いますが。この事件という捉え方がいまひとつ良く分からなかったのですが。

市長 会議に付議する案件を事件といいます。案件、項目というイメージです。また、この要綱だけでは協議題の内容が読みきれないので、付議案件、要するに協議する案件を法律第1条の4からそのまま引用する形で要綱に盛り込みますか。「総合教育会議で協議する内容は法第1条の4に基づき、これとこれです」と加え、事件を案件や項目に変えましょう。
付議する案件は招集の次、第2条と第3条の間に入れましょう。

教育長 定例会の回数1回について、他の市の状況は分かりますか。

企画政策課長 近隣の南多摩各市と意見交換をしまいいりました。その中では、定例会という形では年に1回から2回程度。多くて2回から3回です。この会議自体は、定例会としてここに入れさせていただいているものは、今教育委員会で第二次稲城市教育振興基本計画を策定しておりますので、

こういうところを踏まえながら、必ず1回はこの中で議論していただいでいきたいと思います。

随時開催できると表現させていただいておりますのは、会議自体は定例会に限ったものではありませんので、随時開けるというかたちで整理させていただいております。

市長 定例会ということですので、年に1回でそれ以上は開いてはいけないということではないと思いますので、随時ということ定例会は1回でよろしいでしょうか。初年度は少なくとも最低2回は必ず開かなければならないと思いますが、あと1回で決まるかどうかということはありませんが。

形は要綱ということではありますが、法律に基づいた会議ですので、形としては教育委員会の上位に位置する、教育に関する最高の決定機関ということになるかと思っておりますので、そのようにお含み置きをいただければと思います。

案ということではあるのですが、多少手直しをするところがございますので、変更案を作って次回事務局から説明し、次回には正式に決定をしたいと思っております。そのうえで、いよいよ内容に関する議論のスタートとなりますが、また、案を送って更に手直しをする必要がありましたら、その前に随時ご意見をいただければと思います。

それでは、仮決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

市長 では、本日の協議案件「要綱(案)」につきましては、そのような形にさせていただきたいと思っております。本日の総合教育会議としての議題は以上となります。

ご議論いただきありがとうございました。まずは、スタートが切れたのかなと思います。今後とも、稲城の教育、そして子どもたちが健全に育つようなしっかりとした大綱を作っていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(午前10時10分終了)